

令和 7 年度地域商業活性化支援事業（空き店舗）助成金要項

嬉野市商工会では中心商店街をより魅力あるものとするため、対象エリア内の空き店舗等に出店される方に事業費の一部を支援します。

1. 助成対象事業

地域商業の活性化を図ることを目的として、商店街の空き店舗等を賃借または購入して活用する事業で、かつ次に掲げる事業

- ①自立して継続的に行う商店街の活性化と地域への貢献につながる事業で、中心商店街に不足し、住民の生活に必要なものや潤いを提供できる事業
 - ②地域資源のPRや観光客の回遊性を高めることができるような事業
- ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種を除きます。

2. 助成対象者

市内の商店街の空き店舗等を活用して、店舗（支店等）を開設する方、または新たに創業される方（個人・法人）で、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ①日本標準産業分類に定める小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等であること、ただし、一部対象外業種等あり
- ②対象外業種等は、食事の提供を主目的としないキャバレー・スナック・バー・ナイトクラブ等、風俗関連業、場外馬券・車券・舟券売場等の娯楽業、モーター・ラブホテル等とする
- ③中小企業基本法に定める中小企業者であること
- ④継続的な経営を行う具体的な事業計画を有すること
- ⑤出店にあたって商店街等からの推薦をもらうこと
- ⑥営業する時間帯は昼間の営業を基本とし、原則として1日6時間以上で1週間に概ね5日以上営業ができ、3年以上事業継続ができること。
- ⑦開業までに必要な資格・許認可等を有する見込みがあること
- ⑧過去に当該補助金の交付をうけていないこと
- ⑨市税等を滞納していないこと
- ⑩公序良俗に反する企業または団体及びその組織員ではないこと
- ⑪市外に本店のあるフランチャイズチェーン店等でないこと
- ⑫市内の既存店舗を閉店し、その後3年以内に新たに新店を出すものでないこと

3. 空き店舗等の条件

この事業で対象になる空き店舗等の条件は、伝建地区塩田商店街（塩田町）および嬉野温泉商店街（嬉野町）地区にある空き店舗や空き家、空き倉庫等の空き物件の所有者と賃貸契約を締結できる物件、または対象空き店舗等を購入した日から1年以内の物件をいう。但し、伝建地区塩田商店街（塩田町）については、伝建地区審議会決定日から1年以内に営業開始できる物件とする。

※出店しようとする空き店舗等の所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者、出店しようとする空き店舗等の所有者の3親等以内の親族は対象外とする。

4. 助成金

事業開始のためにかかった初期費用のうち、空き店舗等の改装にかかる費用の合計額の2分の1以内（千円未満の端数は切捨て）で、100万円を限度とする。

※地域商業活性化支援事業における改装にかかる費用とは、空き店舗等を事業用として標準的な方法及び単価で内部改装するものであり、家屋本体の構造物（例：窓、シャッター等）の改修や内部改装に伴う動産資産の購入費等は除く。

※国、地方公共団体又はその他民間団体による本助成金以外の助成金（補助金）申請を行っている場合、その助成金（補助金）で対象経費とされているものについては本助成金の対象経費とすることはできない。

5. 募集期間

令和7年5月26日（月）～令和7年6月30日（月）

※予算に達し次第終了。

6. 助成条件等

- ①助成金の交付決定後、令和8年3月19日までに開業すること
- ②補助対象経費として申請する店舗改装工事の着手、補助対象経費の支払いは、審査を経て助成金交付決定した後に行うこと
- ③地域産業の受注機会促進のため、改装工事については嬉野市内業者へ契約・発注を行うこと
- ④開業後は、店舗のある区域の商店街協同組合等へ加入し、活動に寄与すること

7. 審査方法

申請のあった事業について、審査委員会で次の審査基準により事業を選考、決定する。

- ①計画の具体性、事業の独創性
- ②事業の実現性、資金計画の妥当性、事業の継続性
- ③商業機能充実への寄与度、商店街等との連携性、集客効果
- ④地域ニーズの把握度、地域への貢献度

8. 助成金交付申請

助成金の申請をする者は、次に掲げる関係書類に必要事項を記入のうえ、嬉野市商工会に提出する。（申請締切：令和7年6月30日（月）まで）

- ①助成金交付申請書（様式1）
- ②事業計画書（様式1の2）
- ③事業収支計画書（様式1の3）

- ④利益計画書（様式１の４）
- ⑤商店街等からの出店推薦書（様式１の５）
- ⑥誓約書（様式第１号-別紙６）
- ⑦市税等の滞納のない証明書
- ⑧空き店舗等の位置図
- ⑨事業開始前（改装前）の状況写真
- ⑩改装工事費の見積明細書（２社以上）
- ⑪改装工事の平面図等
- ⑫賃貸条件のわかる書類
- ⑬履歴事項全部証明書（申請者が法人の場合）
- ⑭その他会長が必要と認める書類

９．助成金交付決定

交付決定した申請者には、交付決定通知書（様式２）にて通知する。

１０．事業の遅延または遂行困難なときの処置

助成金の交付決定を受けた申請者は、事業予定期間に着手できず、または事業の遂行が困難となったときは速やかに、その理由および事業の遂行状況を記載した書類を嬉野市商工会に提出し、その指示を求めなければならない。

１１．助成金の交付

助成金交付の手続きについては、助成金請求書（様式３）にて請求する。

１２．実績報告

助成金の交付を受ける申請者は、次に掲げる関係書類に必要事項を記入のうえ、開業後３０日以内または令和８年３月１９日のいずれか早い日までに嬉野市商工会に提出する。

- ①実績報告書（様式４）
- ②事業開始報告書（様式４の２）
- ③事業収支報告書（様式４の３）
- ④店舗の賃貸借契約書および賃借料に係る領収書等の写し
- ⑤助成対象経費に係る領収書等の写し
- ⑥事業開始後の状況写真
- ⑦出店した商店街等への加入を証明する書類
- ⑧その他会長が必要と認める書類

１３．助成金の返還

会長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、すでに交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- ①この要項に違反したとき
- ②助成金交付の条件に違反したとき
- ③事業施行の方法が不適当と認めたとき

④不正の行為があったとき

14. 注意点

- ①すでに開店している店舗や、交付決定の前に店舗の改装など事業が始まっている場合は、補助対象外となります。
- ②応募申請後は、店舗立地など事業計画の変更はできません。
- ③提出していただいた書類は、本事業に限り使用いたします。

15. 雑 則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1. この要項は令和7年5月26日より施行する。